

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の適切な管理のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第2条の定めるところによる。

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報を取扱う各部署(以下「各部署」という。)に、保護管理者を置き、当該部署の長をもって充てる。

2 保護管理者は、各部署における保有個人情報を適切に管理しなければならない。

(保護担当者)

第5条 各部署に、保護担当者を置き、保護管理者が指定する者をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部署における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第6条 本学に、監査責任者を置き、監事(業務担当)をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査を行う。

(委員会)

第7条 本学に、旭川医科大学個人情報管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員及び職員(以下「役職員」という。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取扱う情報システムの管理に従事する役員及び職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関し、必要な教育研修を行わなければならない。

3 保護管理者は、当該部署の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等、必要な措置を講じなければならない。

(役職員の責務)

第9条 役職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び本学の規程並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の役員及び職員に限らなければならない。

- 2 アクセス権を有しない役員及び職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 役員及び職員は、アクセス権を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の禁止)

第11条 役職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し。
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第12条 役職員は、保有個人情報の内容に誤りを発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第13条 役職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第14条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(情報システム)

第15条 情報システムに関する安全管理等については、旭川医科大学情報セキュリティポリシー(平成15年3月20日学長裁定)の定めるところによる。

(保有個人情報の取扱い状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(保有個人情報の提供)

第17条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者(以下「行政機関等以外の者」という。)に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び記録項目、利用形態等について書面を交わさなければならない。

- 2 保護管理者は、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は提供後にその実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講

なければならない。

- 3 保護管理者は、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

#### (業務の委託等)

第18条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

#### (事案の報告及び再発防止措置)

第19条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容について報告しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 事案の内容、影響等に応じて、事案関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

#### (監査)

第20条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に、又は臨時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、又は臨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。
- 3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

#### (雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の適切な管理その他取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日旭医大達第26号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。